

**令和8年度
川上地区連合町内会/社会福祉協議会総会
議案書**

令和8年5月23日(土)午前10時～
会場:秋葉町町内会館

1. 1開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議案

4-1. 報告事項

- 報告第1号 令和7年度連合町内会事業報告
- 報告第2号 令和7年度連合町内会決算報告及び監査報告
- 報告第3号 令和7年度社会福祉協議会事業報告
- 報告第4号 令和7年度社会福祉協議会決算報告及び監査報告

4-2. 審議事項

- 審議第1号 令和8年度連合町内会事業計画(案)
- 審議第2号 令和8年度連合町内会予算(案)
- 審議第3号 令和8年度社会福祉協議会事業計画(案)
- 審議第4号 令和8年度社会福祉協議会予算(案)
- 審議第5号 令和8年度連合町内会役員改選(案)
- 審議第6号 令和8年度社会福祉協議会役員改選(案)
- 審議第7号 連合町内会規約改正(案)

— 議長解任 —

5. 退任役員及び令和7年度役員の紹介
6. 閉会の辞

報告第1号

令和7年度 川上地区連合町内会事業報告

1. 役員会・広報部会：役員会：毎月1回開催、広報部会：4, 6, 8, 10, 1, 3の各月に開催
 2. 月別主要事業：

月	事業の内容	備考
4	*連合町内会・社会福祉協議会総会(秋葉町、4/19) *春の交通安全運動 *役員会・広報部会(秋葉町、4/26)	*事業計画、予算等の審議 *交通安全協会等 *新旧役員紹介、活動計画発表
5	*役員会(秋葉町、5/24)	*秋季レク大会活動計画報告
6	*わかば祭り(グランドメゾン) *役員会・広報部会(前田町、6/21)	*社会を明るくする運動開催計画
7	*社会を明るくする運動「川上地区の集い」(7/20) *秋葉町内会夏フェス(7/26) *夏の交通事故防止運動 *役員会(前田ハイツ、7/19)	*秋葉町内会館 *交通安全協会等
8	*青少年レク大会 *納涼祭(グリーンコーポ東戸塚 8/23) *役員会・広報部会(秋葉町、8/23)	*秋季レク大会進捗報告
9	*秋の交通安全運動 *敬老月間 *地区懇談会(秋葉町、9/13) *役員会(秋葉町、9/27)	*交通安全協会等
10	*秋季レク大会(川上小、10/13) *共同募金(赤い羽根)、年末助け合い募金 *地区センターまつり(10/25) *前田ハイツ秋まつり(10/26) *地域防災拠点の防災訓練(秋葉小、川上小10/19) *役員会・広報部会(前田町、10/25)	*募金の取りまとめ *東戸塚地区センター *レク大会振り返り
11	*戸塚区ふれあい区民まつり(11/3) *秋の火災予防運動 *男の料理教室(秋葉町、11/15) *地域防災拠点の防災訓練 *もみじ祭り(グランドメゾン、11/16) *前田町まつり(川上小、11/16) *下川町児童来浜(11/22~24) *役員会(前田町、11/22)	
12	*年末の交通事故防止運動 *年末年始消防特別警戒 *川上連合役員研修会(大成建設T.C、12/15)	*交通安全協会等 *消防団、家防員で実施
1	*戸塚区賀詞交換会(1/6) *消防出初め式(1/10) *下川町交流ツアー(1/10~12) *役員会・広報部会(秋葉町、1/24)	連合の関係者が出席 // //
2	*川上チャレンジ2025年度(川上小、2/8) *2025ウォーキング大会(2/14) *役員会(前田町、2/21)	
3	*福祉活動発表会(秋葉町、3/14) *大人のための自転車安全教室(秋葉小、3/22) *役員会・広報部会(秋葉町、3/21)	*総会資料(事業計画、予算、決算)

報告第2号

令和7年度 連合決算報告

令和7年3月1日～令和8年3月31日

収入の部

項 目	予算額	決算額	備 考
1 会 費	1,178,550	1,178,550	270×4365世帯
2 交付金	925,650	909,670	
3 雑収入	80,000	123,827	赤十字謝金(令和6年度分込み)
4 繰越金	1,594,447	1,594,447	
合 計	3,778,647	3,806,494	2025/3/1～2026/3/31

支出の部

項 目	予算額	決算額	備 考
1 会議費	100,000	60,665	役員慰労会
2 事務費	500,000	489,645	
(1)消耗品費	10,000	990	
(2)通信連絡費	10,000	4,720	振込手数料
(3)人件費	430,000	430,000	役員手当
(4)事務連絡費	0	0	
(5)会館使用料	50,000	53,935	秋葉町、前田町(令和6年度分込み)
3 事業費	1,671,600	1,380,165	
(1)地区事業費	1,235,000	987,899	
①青少年育成費	300,000	221,876	下川交流(参加費・下川負担控除後)
②体育レク会費	785,000	730,071	レク大会、川上チャレンジ
③研修会費	50,000	0	
④慶弔費	10,000	0	
⑤交際費	40,000	32,352	区連会懇親会
⑥災害対策費	20,000	0	
⑦その他	30,000	3,600	
(2)地区団体助成費	436,600	392,266	
①交通安全協会	94,600	95,410	
②防犯協会	34,000	32,032	
③スポーツ推進委員	120,000	119,696	
④青少年指導員	85,000	84,577	
⑤保健活動推進員	30,000	10,629	
⑥婦人部連絡会	0	0	
⑦子供会育成費	0	0	
⑧消費生活推進員	40,000	39,922	
⑨家庭防災員	13,000	0	使用なし
⑩環境事業推進委員	0	0	
⑪わくわくサポート隊	20,000	10,000	
⑫川上地域I活委員会	0	0	
4 区会費	370,000	344,205	
(1)区連関係費	50,000	43,020	区連会会費、グランドゴルフ年会費
(2)区防犯協会	130,000	124,410	協会会費
(3)区体育協会	120,000	111,300	協会会費
(4)区交通安全協会	70,000	65,475	協会会費
(5)区女性部会費	0	0	
5 予備費	1,137,047	301,138	戸塚区返戻金
合 計	3,778,647	2,575,818	



令和7年度決算額の差引残高 1,230,676 円は、令和8年度に繰り越します。

報告第2号

監査報告書

令和7年度の川上地区連合町内会の収支決算及び業務について監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 8年 4月 4日

会計監査 佐野末広 
会計監査 大塚裕之 

2025（令和7年）年度 川上地区社会福祉協議会 事業報告

月	定期的活動	若葉会	ひまわり	ぶらんこ	リハサロン	活動委員会
	活動内容					
4	連合・社協総会 (4/19(土))			4/21(月) 前田	4/7(月) 前田	
5	かわかみ社協 ニュース(6/1付)	5/9(金) 秋葉	5/16(金) 秋葉	5/26(月) 秋葉	5/12(月) 前田	5/17(土) 前田
6		6/6(金) 前田	6/20(金) 前田	6/16(月) 前田	6/2(月) 前田	
7	社会を明るくする運動 川上地区の集い (7/20(日) 秋葉) (65名参加)		7/18(金) 秋葉	7/14(月) 秋葉	7/7(月) 前田	7/19(土) 秋葉
8						
9	ボランティア全体会 (9/20(土) 秋葉) (30名参加)			9/8(月) 秋葉	9/1(月) 前田	9/20(土) 秋葉 ボランティア 全体会終了後
10	赤い羽根募金活動 研修会 (10/2(木))	10/3(金) 秋葉	10/17(金) 秋葉	10/20(月) 前田	10/6(月) 前田	中外ライフサイエンス パーク横浜
11	かわかみ社協 ニュース(11/1付) 男の料理教室 (11/15(土) 秋葉) (17名参加・ サポート6名)		11/21(金) 前田	11/17(月) 秋葉		11/15(土) 秋葉 男の料理教室 終了後
12		12/5(金) 前田	12/19(金) 秋葉	12/15(月) 前田	12/1(月) 前田	
1	むかしあそび 1/30(金) (秋葉小)		1/16(金) 前田	1/26(月) 秋葉	1/12(月) 前田	1/17(土) 前田
2	むかしあそび 2/16(月) (川上小)		2/20(金) 秋葉	2/16(月) 前田	2/2(月) 前田	
3	福祉活動発表会 (3/14(土) 秋葉) 総会準備	3/6(金) 秋葉		3/16(月) 秋葉	3/2(月) 前田	3/14(土) 秋葉 福祉活動発表会 終了後

収入の部

項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	備 考
1 会費	827,450	829,350	分担金190円×4,365 世帯 (前年度4,445世帯)
2 交付金 (福祉活動費)	267,000	267,000	
3 参加者負担金	70,000	68,500	若葉会 (60,000)・男の料理教室 (8,500)
4 雑収入	0	451	利子
5 繰越金	75,948	75,948	前年度繰越金
合 計	1,240,398	1,241,249	

支出の部

項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	備 考
1 会議費	1,000	7,451	
2 会館使用料	20,000	10,900	秋葉町町内会館・前田町町内会館使用料
3 事務費	316,000	311,300	(1) から (7) までの合計です
(1) 消耗品費	5,000	833	事務用品等
(2) 備品費	0	0	
(3) 印刷費	25,000	23,247	かわかみ社協ニュース (27・28号)
(4) 通信費	1,000	0	
(5) 事務連絡費	15,000	17,220	交通費
(6) 人件費	270,000	270,000	役員の人件費に充てました
(7) 雑費	0	0	
4 事業費	640,000	516,751	下記(1)と(2)の合計です
(1) 地区事業費	480,000	396,579	下記①から⑩までの合計です
① 支え合い活動費	50,000	28,127	活動委員会、ボランティア全体会 (9/20実施)
② 男の料理教室	30,000	17,909	秋葉町町内会館で11/15実施
③ ひまわり活動費	40,000	32,818	「ひまわり」への支援
④ 若葉会活動費	250,000	225,962	75歳以上の独居高齢者事業 (年5回)
⑤ ぶらんこ活動費	25,000	24,727	子育て支援サークル 年11回実施
⑥ 社明運動費	40,000	33,306	秋葉町町内会館で7/20実施
⑦ 研修会費	10,000	11,210	中外ライフサイエンスパーク横浜見学 (10/2実施 17人参加)
⑧ 慶弔費	0	0	
⑨ 交際費	15,000	10,000	地区社協分科会新年会会費 (2名参加)
⑩ 保険代	20,000	12,520	ボランティア保険料他
(2) 福祉団体助成費	160,000	120,172	下記①から③までの合計です
① 民生・児童委員	90,000	78,802	
② 主任児童委員	50,000	36,810	
③ 保護司活動費	20,000	4,560	
5 区会費	214,200	196,040	下記(1)から(3)までの合計です
(1) 区社協費①	174,200	176,040	会費40円× 4,401世帯
(2) 区社協費②	10,000	10,000	分担金
(3) 保護司会	30,000	10,000	保護司会会費 (保護司1名)
6 予備費	49,198	0	
合 計	1,240,398	1,042,442	

開催予定等は事業報告も参照下さい。

令和7年度決算額の差引残高 198,807円

(預金残高 99,214 現金残高 99,593円)

監査報告

令和7年度の川上地区社会福祉協議会の経理は、監査の結果公正かつ正確であることを認めます。

令和8年4月11日

会計監査

大塚 裕之
佐野 末公

審議第1号

令和8年度 川上地区連合町内会事業計画（案）

1. 役員会・広報部会：役員会：毎月1回開催、広報部会：6, 8, 10, 1, 3の各月に開催
2. 各単会・各種団体が開催日については、月日を含めて変更があります。

3. 月別主要事業

月	事業の内容	備考
4	*役員会（秋葉町、4/18）	*総会議案書の作成・発送
5	*連合町内会・社会福祉協議会総会(秋葉町、5/23) *役員会（秋葉町、5/23）	*事業計画、予算等の審議 *新旧役員紹介、活動計画発表
6	*わかば祭り（グランドメゾン、6/14） *役員会・広報部会（秋葉町、6/27）	
7	*社会を明るくする運動「川上地区の集い」(7/19) *秋葉町内会夏フェス（秋葉小 7/25） *夏の交通事故防止運動 *役員会（秋葉町、7/18）	*交通安全協会等
8	*青少年レク大会 *役員会・広報部会(前田町、8/22)	
9	*秋の交通安全運動 *敬老月間 *地区懇談会 *ボランティア全大会（秋葉町 9/19） *役員会（前田町、9/26）	*交通安全協会等
10	*秋季レク大会（川上小、10/12） *共同募金（赤い羽根）、年末助け合い募金 *地区センターまつり *前田ハイツ秋まつり（ ） *地域防災拠点の防災訓練 *役員会・広報部会（秋葉町、10/24）	*募金の取りまとめ *東戸塚地区センター
11	*戸塚区ふれあい区民まつり（11/3） *秋の火災予防運動 *男の料理教室（秋葉町 11/21） *地域防災拠点の防災訓練 *もみじ祭り（グランドメゾン、 ） *前田町まつり（川上小、11/7） *グリーンコーポまつり（仮称 ） *下川町児童交流-横浜（11/21～11/23） *役員会（秋葉町、11/28）	
12	*年末の交通事故防止運動 *年末年始消防特別警戒 *川上連合役員研修会（実施日未定）	*交通安全協会等 *消防団、家防員で実施
1	*戸塚区賀詞交換会（1/6） *消防出初め式（1/10） *戸塚警察武道初め *下川町交流ツアー（下川町 1/9～1/11） *役員会・広報部会（前田町、1/23）	*連合の関係者が出席 // //
2	*川上チャレンジ2026年度（ ） *2026ウォーキング大会（実施日未定） *役員会（前田町、2/20）	
3	*福祉活動発表会（秋葉町 3/13） *役員会・広報部会（秋葉町、3/20）	*総会議案書 審議 （事業計画、予算、決算）

令和8年4月1日～令和9年3月31日

収入の部

項 目	前年度予算	今年度予算	比較増減	備 考
1 会 費	1,178,550	1,156,140	-22,410	270×4,282世帯*
2 交付金	925,650	909,670	-15,980	2026/4/1～2027/3/31
3 雑収入	80,000	60,000	-20,000	前年度実績額を計上
4 繰越金	1,594,447	1,230,676	-363,771	* 前田1,420、秋葉1,700(▲60)、 グリ134(▲8)、前ハ285(▲15)、グラ743
合 計	3,778,647	3,356,486	-422,161	

支出の部

項 目	前年度予算	今年度予算	比較増減	備 考
1 会議費	100,000	100,000	0	前年度予算と同等(会議昼食代、役員懇親会)
2 事務費	500,000	515,000	15,000	
(1)消耗品費	10,000	10,000	0	前年度予算と同等(事務用品、衛生用品等)
(2)通信連絡費	10,000	10,000	0	前年度予算と同等(振込手数料等)
(3)人件費	430,000	430,000	0	
(4)事務連絡費	0	0	0	
(5)会館使用料	50,000	65,000	15,000	秋葉町会館(5万)、前田町会館(1.5万)
3 事業費	1,671,600	1,549,100	-122,500	
(1)地区事業費	1,235,000	1,130,000	-105,000	
①青少年育成費	300,000	300,000	0	前年度予算と同等(下川交流)
②体育レク会費	785,000	680,000	-105,000	秋季レク費用。スポユニは、費目移動
③研修会費	50,000	50,000	0	前年度予算と同等
④慶弔費	10,000	10,000	0	前年度予算と同等
⑤交際費	40,000	40,000	0	前年度予算と同等
⑥災害対策費	20,000	20,000	0	前年度予算と同等
⑦その他	30,000	30,000	0	広報誌作成代3万
(2)地区団体助成費	436,600	419,100	-17,500	
①交通安全協会	94,600	92,600	-2,000	
②防犯協会	34,000	34,000	0	
③スポーツ推進委員	120,000	120,000	0	活動費10.5万、スポ推ユニ1.5万(2名)
④青少年指導員	85,000	122,500	37,500	活動費8.5万、青指ユニ3.75万(5名)
⑤保健活動推進員	30,000	30,000	0	
⑥婦人部連絡会	0	0	0	
⑦子供会育成費	0	0	0	
⑧消費生活推進員	40,000	0	-40,000	広報部から消費生活員を廃止の為
⑨家庭防災員	13,000	0	-13,000	助成費を要する活動は実施していない
⑩環境事業推進委員	0	0	0	
⑪わくわくサポート隊	20,000	20,000	0	
⑫川上地域口活委員会	0	0	0	
4 区会費	370,000	370,000	0	
(1)区連関係費	50,000	50,000	0	前年度予算と同等
(2)区防犯協会	130,000	130,000	0	前年度予算と同等
(3)区体育協会	120,000	120,000	0	前年度予算と同等
(4)区交通安全協会	70,000	70,000	0	前年度予算と同等
(5)区女性部会費	0	0	0	
5 予備費	1,137,047	822,386	-314,661	
合 計	3,778,647	3,356,486	-422,161	

審議第3号

2026（令和8）年度 川上地区社会福祉協議会 事業計画(案)

月	定期的活動 活動内容	活動内容				活動委員会
		若葉会	ひまわり	ぶらんこ		
4	社協会計監査 (4/11(土)秋葉)			4/27(月)		
				前田		
5	連合・社協総会 (5/23(土)秋葉)	5/8(金)	5/15(金)	5/25(月)		5/9(土)
		前田	前田	秋葉		前田
6	かわかみ社協 ニュース(6/1付)	6/5(金)	6/19(金)	6/22(月)		
		秋葉	秋葉	前田		
7	社会を明るくする 運動		7/17(金)	7/13(月)		7/11(土)
	川上地区の集い (7/19(日)秋葉)		前田	秋葉		秋葉
8						
9	ボランティア全体会					9/19(土)
	(9/19(土)秋葉)			9/14(月)		秋葉
				秋葉		ボランティア
						全体会終了後
10	赤い羽根募金活動	10/2(金)	10/16(金)	10/19(月)		
	研修会(予定)	前田	前田	前田		
11	かわかみ社協 ニュース(11/1付)					11/21(土)
			11/20(金)	11/16(月)		秋葉
	男の料理教室 (11/21(土)秋葉)		秋葉	秋葉		男の料理教室
						終了後
12	むかしあそび (川上小)	12/4(金)	12/18(金)	12/14(月)		
		秋葉	秋葉	前田		
1	むかしあそび (秋葉小)		1/15(金)	1/25(月)		1/16(土)
			前田	秋葉		前田
2			2/19(金)	2/22(月)		
			秋葉	前田		
3	福祉活動発表会 (3/13(土)秋葉)					3/13(土)
		3/5(金)		3/15(月)		秋葉
	総会準備	前田		秋葉		福祉活動発表会
						終了後

令和8年度予算(案)

会計年度 令和8年4月1日～令和9年3月31日

川上地区社会福祉協議会

収入の部

項目	令和7年度予算額	令和8年度予算額	備 考
1会費	827,450	813,580	分担金190円×4,282世帯(前年度4,365世帯)
2交付金(福祉活動費)	267,000	279,000	市・区社協、共同募金実績
3参加者負担金	70,000	70,000	若葉会・男の料理教室
4雑収入	0	0	利子等
5繰越金	75,948	198,807	前年度繰越金
合 計	1,240,398	1,361,387	

支出の部

項目	令和7年度予算額	令和8年度予算額	備 考
1会議費	1,000	8,000	
2会館使用料	20,000	15,000	秋葉町町内会館・前田町町内会館使用料
3事務費	316,000	323,000	
(1)消耗品費	5,000	5,000	事務用品等
(2)備品費	0	0	
(3)印刷費	25,000	25,000	かわかみ社協ニュース(2回発行予定)
(4)通信費	1,000	1,000	振込手数料等
(5)事務連絡費	15,000	22,000	交通費等
(6)人件費	270,000	270,000	
(7)雑費	0	0	
4事業費	640,000	645,000	下記(1)と(2)の合計です
(1)地区事業費	480,000	485,000	下記①から⑩までの合計です
①支え合い活動費	50,000	50,000	活動委員会、ボランティア全体会
②男の料理教室	30,000	30,000	
③ひまわり活動費	40,000	40,000	「ひまわり」への支援
④若葉会活動費	250,000	250,000	75歳以上の独居高齢者事業(年5回)
⑤ぶらんこ活動費	25,000	25,000	子育て支援事業(年11回)
⑥社明運動費	40,000	40,000	「川上地区のつどい」開催予定
⑦研修会費	10,000	15,000	研修会開催予定
⑧慶弔費	0	0	
⑨交際費	15,000	15,000	
⑩保険代	20,000	20,000	ボランティア保険料等
(2)福祉団体助成費	160,000	160,000	下記①から③までの合計です
①民生・児童委員	90,000	90,000	
②主任児童委員	50,000	50,000	
③保護司活動費	20,000	20,000	
5区会費	214,200	201,280	下記(1)から(3)までの合計です
(1)区社協費①	174,200	171,280	会費40円×4,282世帯(前年度4,365世帯)
(2)区社協費②	10,000	10,000	分担金
(3)保護司会	30,000	20,000	保護司 2名
6予備費	49,198	169,107	
合 計	1,240,398	1,361,387	

開催予定等は事業計画を参照下さい。

令和8年度川上地区連合町内会役員改選

令和8年度川上地区連合町内会役員を以下のとおり選任します。

役 職	氏名	新・留任	所 属	職務分担
会 長	伊東 献仁	留任	前田町町内会 前会長	会を代表し会務を統轄
副会長	森 幹夫	留任	秋葉町町内会 会長	会長を補佐
	黒岩 庸男	留任	前田町町内会 会長	同上
	今泉 三郎	新任	前田ハイツ自治会 会長	同上
	増原 敦子	新任	グリーンコーポ東戸塚自治会 会長	同上
	守屋 卓	新任	グランドメゾン東戸塚自治会 会長	同上
総務	岡本 芳一	留任	前田町町内会 副会長	会議の運営、事務、書記
	渡辺 和夫	留任	秋葉町町内会 副会長	
会計	小沼 真	新任	グランドメゾン東戸塚自治会 副会長	収支決算報告及び予算管理
	榊原 優	留任	グランドメゾン東戸塚自治会 前副会長	
会計監査	水寄 康之	新任	グランドメゾン東戸塚自治会 前会長	会計監査及び監査報告
	井上 明美	新任	グリーンコーポ東戸塚自治会 前会長	

2026(令和8年)川上地区社会福祉協議会役員名簿(案)

役 職	氏 名	新・留任	所 属	職務分担	備 考
会 長	後藤 和記	留 任	秋葉町内会	会を代表して会務を統括する	
副会長	小池 孝彦	留 任	前田ハイツ自治会	会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する	
事務局長	松本 信子	留 任	前田ハイツ自治会	会務を処理する	
会 計	富奥 幸	留 任	秋葉町内会	会計を担当する	
	富田 一枝	留 任	秋葉町内会		
理 事	森 幹夫	留 任	秋葉町内会	会の運営に当たる	町内会会長
	黒岩 庸男	留 任	前田町内会		町内会会長
	今泉 三郎	新 任	前田ハイツ自治会		自治会会長
	増原 敦子	新 任	グリーンコーポ 東戸塚自治会		自治会会長
	守屋 卓	新 任	グランドメゾン 東戸塚自治会		自治会会長
会計監査	水嵯 康之	異 動	グランドメゾン 東戸塚自治会	会計を監査する	前自治会会長
	井上 明美	異 動	グリーンコーポ 東戸塚自治会		前自治会会長

川上地区連合町内会規約

川上地区連合町内会は、加入する町内会、自治会の意見、立場を尊重し合い、力を合わせ民主的な連合町内会の運営を行うために本規約を定める。

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 本会は川上地区連合町内会（以下本会という。）と称し、事務所を本会会長宅に置く。

(区域及び構成)

第2条 本会は秋葉町、前田町を区域とし、本会に加入する町内会、自治会をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は加入する町内会、自治会相互の情報交換や交流を図るとともに、会員相互（第2章で定義）の親睦や地域発展及び地域課題解決等に取り組み、住み良い町づくりを目指すことを目的とする。

2 その目的を達成するため、地区社会福祉協議会（以下地区社協という。）と連携し相互に協力していく。

3 また、本会の区域内で活動する地区団体とも連携し相互に協力していく。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

なお、本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(1) 会員である町内会、自治会間の連絡調整や合意形成をはかるための会議や研修会を行う。

(2) 安心・安全で住み良い町づくりを目指し、地域内の防犯、防災や福祉、美化活動等を共催する。

(3) 地域の住民相互の交流と親睦を図るため、スポーツ、レクリエーション、教育、文化、芸術等の活動を共催する。

(4) 本会、戸塚区、北海道下川町の3者による友好交流協定（平成23年8月締結）に基づく北海道下川町との友好交流活動を行う。

(5) 区域内に於ける自主的広報活動を行うとともに、行政機関等からの広報伝達に協力する。

(6) 行政機関、その他関係機関等に対する会員からの陳情、要望、苦情等について当該町内会組織、当該自治会組織と連携して対応する。

(7) その他本会の目的達成に必要と判断された事について対応する。

第2章 会員

第5条 本会会員の資格、権利、義務は次の通りとする。

(会員の資格)

2 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員を本会会員とする。

(会員の権利)

3 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員は、すべて平等に本会主催の各種活動へ参加する権利を有する。

(会員の義務)

- 4 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員は、本会の活動に協力するとともに所定の会費を納入する義務がある。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4～5名
- (3) 総務 2～3名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

但し、会長、副会長は区域内の町内会、自治会の長または役員経験者を持ってこれに当たる。

(役員を選任)

第7条 役員は会員である町内会、自治会の役員・役員経験者等から選任する。

選任された候補者については総会で決定する。

なお、選出方法は以下の通りとする。

- (1) 会長は民主的かつ円滑に選出を行うため、選考委員会を設ける。
なお、選考委員会は別途細則に定める。
- (2) 副会長は会員である町内会、自治会の会長をもって当てる。
- (3) 総務、会計は会長及び副会長が協議して候補者を定める。
- (4) 会計監査は、前田ハイツ自治会、グリーンコーポ東戸塚自治会、グランドメゾン東戸塚自治会の退任した前会長(前本会役員)を当てる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は以下とする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、または欠けた時は、会長が事前に指名した順序によってその業務を代行する。
- (3) 総務は本会の維持運営に関する事務業務全般(書記業務も兼務)を担う。
- (4) 会計は本会の会計事務を担当し、必要に応じて会計報告を行う。
- (5) 会計監査は会計事務を監査し、総会で報告する。
また会計事務について不正の事実を発見した時は役員会に報告し、必要がある時は臨時総会の開催を請求する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし再選を妨げない。但し、補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

なお、会長の仕事は最長3期6年とする。

(顧問・相談役)

第10条 本会の維持継続のため特に必要がある場合には、顧問、相談役を置くことが出来る。

第4章 会議

(会議)

第11条 会議は総会、役員会及び広報部会とする。

- 2 上記の会議は本会と地区社協の合同で行う。

(総会)

第12条 総会は本会における最高意思決定機関とする。

(総会の構成員)

第 13 条 総会の構成員は本会役員、地区社協役員、各地区団体(第 28 条で定義)の代表者とする。

2 定期総会においては、新・旧構成員の出席とする。

(総会の種別)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年 1 回会計年度終了後 2 か月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と判断した場合、または役員²分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時及び第 8 条 5 号の規定により会計監査から請求があった時に開催する。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する時は、構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の 15 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長及び書記)

第 16 条 総会の議長は、総会の冒頭で選出し、議長が書記を指名する。

(総会の成立要件)

第 17 条 総会は構成員の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)で成立する。

(総会の議決)

第 18 条 総会の議事は、出席構成員(委任状を含む)の 3 分の 2 以上をもって決することとする。

(総会の書面評決)

第 19 条 やむを得ない理由のために総会に出席出来ない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員²の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) 本会の重要事項に関する事項
- (6) その他

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数(委任状を提出した構成員を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上の署名押印をしなければならない。
- 3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、総務が管理する。
保管期間は紙を 6 年、デジタルデータ(PDF)を 10 年以上とする。

(役員会)

第 22 条 役員会は、本会役員及び地区社協役員をもって構成する。

本会役員とは、会長・副会長・総務・会計・会計監査とする。

地区社協役員とは、会長・副会長・事務局長・会計・会計監査とする。

- 2 会計監査は、中立性を保ち会計事務を監査するため、役員会において質問や意見を述べることは出来るが、議決権は持たない。

(役員会の招集)

第 23 条 役員会は、会長が原則毎月 1 回招集する。

但し、役員²の 2 分の 1 以上の要求または会長が必要と判断した場合は、臨時役員会を開くことが出来る。

(役員会の審議事項)

第 24 条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき議案事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 本会の業務に関する重要な事項
- (4) 役員²の事務分担に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の成立要件)

第 25 条 役員会は、役員（会計監査は除く）の 3 分の 2 以上の出席で成立する。

(役員会の議決)

第 26 条 役員会の議事は出席した役員（会計監査は除く）の 3 分の 2 以上をもって決することとする。

(役員会の議事録)

第 27 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、本会会長、副会長及び地区社協会長の署名をしなければならない。

3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、総務が管理する。
保管期間は紙を 6 年、デジタルデータ（PDF）を 10 年以上とする。

(広報部会)

第 28 条 本会は、各町内会・自治会との連絡・調整などをはかるため、広報部会と称する連絡会を原則 2 か月に 1 回会長が招集し開催する。

広報部会は本会役員、地区社協代表者及び各地区団体代表者が出席することとする。ただし、その他の団体員の出席を妨げないものとする。

なお、広報部会は連絡・報告並びに意見聴取や情報交換の場で議決は行わない。

2 広報部会の議長は本会会長があたる。

(広報部会の構成)

第 29 条 広報部会は、以下の地区団体員により構成する。

なお、(1)～(12)の部会名は広報部会での呼称とする。

- (1) 川上地区民生委員部会（川上地区民生委員で構成する）
- (2) 川上地区主任児童委員部会（川上地区主任児童委員で構成する）
- (3) 川上地区交通安全部会（川上地区交通安全協会員で構成する）
- (4) 川上地区青少年指導員部会（川上地区青少年指導員で構成する）
- (5) 川上地区スポーツ推進委員部会（川上地区スポーツ推進委員で構成する）
- (6) 川上地区子供会（各町内会、自治会の子供会で構成する）
- (7) 川上地区保健活動推進員部会（川上地区保健活動推進委員で構成する）
- (8) 川上地区環境事業推進員部会（川上地区環境事業推進委員で構成し、

- 川上地区エコ活動委員会を含む)
- (9) 川上地区防災部会（各町内会、自治会の防災担当と家庭防災員で構成する）
 - (10) 川上地区防犯部会（各町内会、自治会の防犯指導員、防犯連絡員で構成する）
 - (11) 下川町児童交流委員会
 - (12) わくわくサポート隊

第5章 活動費の助成

（地区団体の助成費）

- 第30条 本会からの事業活動費用の助成を必要とする各地区団体は、各年度末迄に当該年度の事業報告書及び決算書・領収証を提出する。
また同時に次年度の事業計画、予算書を提出し、役員会の審査・調整を経て定期総会の承認を受ける。
- 2 各地区団体は、定期総会での承認後に地区団体助成費として事業活動費用を受領し、運営する。
 - 3 その他は、細則に従うこととする。

第6章 会計

（会計年度）

- 第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

（収入）

- 第32条 本会は次の収入により運営する。 **会計監査**
①会費（分担金）、②県市交付金（補助金・助成金など）、③寄付金、
④その他の収入。

（会費）

会計監査

- 第33条 会費（会員である各町内会、自治会の分担金）は総会で定めた額とする。
なお、本会と地区社協による配分額は役員会で定める。

1)

本会の支出は、総会で決議された予算に基づき本会の目的に沿って行う。
細則に定めがあるものは、細則で定める額とする。

- 3 納付された会費（分担金）は原則として払い戻さない。

第7章 加入及び脱退

（加入）

- 第35条 区域内の町内会、自治会から連合町内会へ書面による加入の意思表示があったとき。

- 2 本会は、加入の権利を有するものに対して、本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

（脱退）

- 第36条 加入する町内会、自治会から書面による脱退の意思表示があったとき。

第8章 付則

（細則の制定）

- 1 役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には細則を定めることが出来る。

（施行日）

- 2 この規約は、2026年（令和8年）5月23日から施行する。

川上地区連合町内会規約（変更しようとする事項）

(現行)	(改定案)
<p>川上地区連合町内会は、加入する町内会、自治会の意見、立場を尊重し合い、力を合わせ民主的な連合町内会の運営を行うために本規約を定める。</p> <p>第1章 総則 (名称と所在地) 第1条 本会は川上地区連合町内会（以下本会という。）と称し、事務所を<u>連合町内会</u>会長宅に置く。</p> <p>(区域及び構成) 第2条 本会は秋葉町、前田町を区域とし、本会に加入する町内会、自治会をもって構成する。</p> <p>(目的) 第3条 本会は加入する町内会、自治会相互の情報交換や交流を図るとともに、会員相互（第2章で定義）の親睦や地域発展及び地域課題解決等に取り組み、住み良い町づくりを目指すことを目的とする。</p> <p>2 その目的を達成するため、地区社会福祉協議会（以下地区社協という。）と連携し相互に協力していく。</p> <p>3 また、本会の区域内で活動する地区団体とも連携し相互に協力していく。</p> <p>(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。なお本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(1) 会員である町内会、自治会間の連絡調整や合意形成をはかるための会議や研修会を行う。</p> <p>(2) 安心・安全で住み良い町づくりを目指し、地域内の防犯、防災や福祉、美化活動等を共催する。</p> <p>(3) 地域の住民相互の交流と親睦を図るため、スポーツ、レクリエーション、教育、文化、芸術等の活動を共催する。</p> <p>(4) 本会、戸塚区、北海道下川町の3者による友好交流協定（平成23年8月締結）に基づく北海道下川町との友好交流活動を行う。</p>	<p>(名称と所在地) 第1条 本会は川上地区連合町内会（以下本会という。）と称し、事務所を<u>本会</u>会長宅に置く。</p>

- (5) 区域内に於ける自主的広報活動を行うとともに、行政機関等からの広報伝達に協力する。
- (6) 行政機関、その他関係機関等に対する会員からの陳情、要望、苦情等について当該町内会組織、当該自治会組織と連携して対応する。
- (7) その他本会の目的達成に必要と判断された事について対応する。

第2章 会員

第5条 本会会員の資格、権利、義務は次の通りとする。

(会員の資格)

- 2 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員を本会会員とする。

(会員の権利)

- 3 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員は、すべて平等に権利を有する。

(会員の義務)

- 4 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員は、本会の活動に協力するとともに所定の会費を納入する義務がある。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4～5名
- (3) 総務 2～3名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

但し、会長、副会長は区域内の町内会、自治会の長または役員経験者を持ってこれに当たる。

(役員を選任)

第7条 役員は会員である町内会、自治会の役員・役員経験者等から選任する。

選任された候補者については総会で決定する。

なお、選出方法は以下の通りとする。

- (1) 会長は民主的かつ円滑に選出を行うため、選考委員会を設ける。
なお、選考委員会は別途細則に定める。
- (2) 副会長は会員である町内会、自治会の会

(会員の権利)

- 3 本会に加入している町内会の会員、自治会の会員は、すべて平等に本会主催の各種活動へ参加する権利を有する。

<p>長をもって当てる。</p> <p>(3) 総務、会計は会長及び副会長が協議して候補者を定める。</p> <p>(4) 会計監査は、前田ハイツ自治会、グリーンコーポ東戸塚自治会、グランドメゾン東戸塚自治会の退任した前会長(前本会役員)を当てる。</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第8条 役員の任務は以下とする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。</p> <p>(2) <u>筆頭副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時又は欠けた時はその業務を代行する。但し、筆頭副会長は会長が選任することが出来る。</u></p> <p>(3) 総務は本会の維持運営に関する事務業務全般(書記業務も兼務)を担う。</p> <p>(4) 会計は本会の会計事務を担当し、必要に応じて会計報告を行う。</p> <p>(5) 会計監査は会計事務及び業務執行を監査し、総会で報告する。 また会計事務及び業務執行について不正の事実を発見した時は役員会に報告し、必要がある時は臨時総会の開催を請求する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第9条 役員の任期は2年とし再選を妨げない。 但し、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。 なお、会長の任期は最長3期6年とする。</p> <p>(顧問・相談役)</p> <p>第10条 本会の維持継続のため特に必要がある場合には、顧問、相談役を置くことが出来る。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 会議は総会、役員会及び広報部会とする。 2 上記の会議は本会と地区社協の合同で行う。</p> <p>(総会)</p> <p>第12条 総会は本会における最高意思決定機関とする。</p> <p>(総会の構成員)</p> <p>第13条 総会の構成員は本会役員、地区社協役員、各地区団体代表者とする。</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。</p>	<p>(役員の任務)</p> <p>第8条</p> <p>(2) <u>副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、または欠けた時は会長が事前に指名した順序によってその業務を代行する。</u></p> <p>(5) 会計監査は会計事務を監査し、総会で報告する。 また会計事務について不正の事実を発見した時は役員会に報告し、必要がある時は臨時総会の開催を請求する。</p> <p>(総会の構成員)</p> <p>第13条 総会の構成員は本会役員、地区社協役員、各地区団体 <u>(第28条で定義)</u> の代表者とする。 2 定期総会においては、新・旧構成員の出席</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 定期総会は毎年1回会計年度終了後2か月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、会長が必要と判断した場合、または役員の数分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時及び第8条5号の規定により会計監査から請求があった時に開催する。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する時は、構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の<u>1ヶ月前</u>までに通知しなければならない。</p> <p>(総会の成立要件)</p> <p>第16条 総会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)で成立する。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第17条 総会の議事は、<u>出席者</u>(委任状を含む)の3分の2以上をもって決することとする。</p> <p>(総会の書面評決)</p> <p>第18条 やむを得ない理由のために総会に出席出来ない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の審議事項)</p> <p>第19条 総会は、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 事業報告及び決算に関する事項</p> <p>(2) 事業計画及び予算に関する事項</p> <p>(3) 役員を選任及び解任に関する事項</p> <p>(4) 規約の改廃に関する事項</p> <p>(5) 本会の重要事項に関する事項</p> <p>(6) その他</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数及び出席者数(委任状を提出した構成員を含む)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>2 議事録には、議長及びその総会において</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する時は、構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の<u>15日前</u>までに通知しなければならない。</p> <p><u>(総会の議長及び書記)【新設】以下条数繰り上げ</u></p> <p>第16条 <u>総会の議長は、総会の冒頭で選出し、議長が書記を指名する。</u></p> <p>(総会の議決)</p> <p>第18条 総会の議事は、<u>出席構成員</u>(委任状を含む)の3分の2以上をもって決することとする。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。</p> <p>3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、保管期間は紙を6年、デジタルデータ(PDF)を10年以上とする。</p> <p>(役員会)</p> <p>第21条 役員会は、本会役員および地区社協役員をもって構成する。</p> <p>本会役員とは、会長・副会長・総務・会計・会計監査とする。</p> <p>地区社協役員とは、会長・副会長・事務局長・会計・会計監査とする。</p> <p>2 会計監査は、中立性を保ち会計事務及び業務執行を監査するため、役員会において質問や意見を述べることは出来るが、議決権は持たない。</p> <p>(役員会の招集)</p> <p>第22条 役員会は、会長が原則毎月1回招集する。但し、役員2分の1以上の要求または会長が必要と判断した場合は、臨時役員会を開くことが出来る。</p> <p>(役員会の審議事項)</p> <p>第23条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき議案事項</p> <p>(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 本会の業務に関する重要な事項</p> <p>(4) 役員の仕事分担に関する事項</p> <p>(5) その他会長が必要と認めた事項</p> <p>(役員会の成立要件)</p> <p>第24条 役員会は、役員(会計監査は除く)の3分の2以上の出席で成立する。</p> <p>(役員会の議決)</p> <p>第25条 役員会の議事は出席した役員(会計監査は除く)の3分の2以上をもって決することとする。</p> <p>(役員会の議事録)</p> <p>第26条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数及び出席者数(委任状を含む)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p>	<p>3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、<u>総務が管理する</u>。保管期間は紙を6年、デジタルデータ(PDF)を10年以上とする。</p> <p>2 会計監査は、中立性を保ち会計事務を監査するため、役員会において質問や意見を述べることは出来るが、議決権は持たない。</p> <p>(役員会の議事録)</p> <p>第27条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 議事録には、本会会長、副会長及び地区社協会長の署名をしなければならない。
- 3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、保管期間は紙を6年、デジタルデータ(PDF)を10年以上とする。

(広報部会)

第27条 本会は、各町内会・自治会との連絡・調整などをはかるため、広報部会と称する連絡会を原則2か月に1回会長が招集し開催する。

なお広報部会は連絡・報告並びに意見聴取や情報交換の場で議決は行わない。

(広報部会の構成)

第28条 広報部会は、以下の地区団体会員により構成する。

なお、(1)～(13)の部会名は広報部会での呼称とする。

- (1) 川上地区民生委員部会(川上地区民生委員で構成する)
- (2) 川上地区主任児童委員部会(川上地区主任児童委員で構成する)
- (3) 川上地区交通安全部会(川上地区交通安全協会会員で構成する)
- (4) 川上地区青少年指導員部会(川上地区青少年指導員で構成する)
- (5) 川上地区スポーツ推進委員部会(川上地区スポーツ推進委員で構成する)
- (6) 川上地区子供会(各町内会、自治会の子供会で構成する)
- (7) 川上地区保健活動推進員部会(川上地区保健活動推進委員で構成する)
- (8) 川上地区環境事業推進員部会(川上地区環境事業推進委員で構成し、川上地区エコ活動委員会を含む)
- (9) 川上地区防災部会(各町内会、自治会の防災担当と家庭防災員で構成する)
- (10) 川上地区消費生活推進員部会(川上地区消費生活推進員で構成する)
- (11) 川上地区防犯部会(各町内会、自治会の防犯指導員、防犯連絡員で構成する)
- (12) 下川町児童交流委員会
- (13) わくわくサポート隊

第5章 活動費の助成

(地区団体の助成費)

第29条 本会からの事業活動費用の助成を必要

- 3 議事録の保管方法は紙とデジタルデータとして、総務が管理する。保管期間は紙を6年、デジタルデータ(PDF)を10年以上とする。

(広報部会)

第28条 本会は、各町内会・自治会との連絡・調整などをはかるため、広報部会と称する連絡会を原則2か月に1回会長が招集し開催する。

広報部会は本会役員、地区社協代表者及び各地区団体代表者が出席することとする。ただし、その他の団体会員の出席を妨げないものとする。

なお広報部会は連絡・報告並びに意見聴取や情報交換の場で議決は行わない。

2 広報部会の議長は本会会長があたる。

(広報部会の構成)

第29条 広報部会は、以下の地区団体会員により構成する。

なお、(1)～(12)の部会名は広報部会での呼称とする。

(10) 川上地区消費生活推進員部会(削除)

とする各地区団体は、各年度末迄に当該年度の事業報告書及び決算書・領収書を提出する。

また同時に次年度の事業計画、予算書を提出し、役員会の審査・調整を経て定期総会の承認を受ける。

- 2 各地区団体は、定期総会での承認後に地区団体助成費として事業活動費用を受領し、運営する。
- 3 その他は、細則に従うこととする。

第6章 会計

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(収入)

第31条 本会は次の収入により運営する。

①会費(分担金)、②県市交付金(補助金・助成金など)、③寄付金、④その他の収入。

(会費)

第32条 会費(会員である各町内会、自治会の分担金)は総会で定めた額とする。

(支出)

第33条 本会の支出は、総会で決議された予算に基づき本会の目的に沿って行う。

- 2 細則に定めがあるものは、細則で定める額とする。
- 3 納付された会費(分担金)は原則として払い戻さない。

第7章 加入および脱退

(加入)

第34条 区域内の町内会、自治会から連合町内会へ書面による加入の意思表示があったとき。

- 2 本会は、加入の権利を有するものに対して、本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(脱退)

第35条 加入する町内会、自治会から書面による脱退の意思表示があったとき。

第8章 付則

(細則の制定)

- 1 役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には細則を定めることが

<p>出来る。</p> <p>(施行日)</p> <p>2 この規約は、<u>2025年(令和7年)4月19日</u>から施行する。</p>	<p>(施行日)</p> <p>2 この規約は、<u>2026年(令和8年)5月23日</u>から施行する。</p>
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------